

内容を十分にお読みください

ご契約に関する重要事項のご案内（規制料金メニュー）

本書は、従量電灯などの特定小売供給約款に定める料金メニューのご契約に関する重要事項を説明するものです。下記事項のほか、特定小売供給約款を必ずお読みください。

なお、特定小売供給約款は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）をご確認いただけます。

1. 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）およびお客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものは、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。
- (2) 契約先を他社から当社へ変更される場合には、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。
- イ 現在の電気のご契約を解約することにより、現在お客様がご契約されている会社から、解約違約金等の請求を受ける可能性があります。
- ロ 現在の電気のご契約においてポイントなどのサービスがある場合には、解約にともないポイントなどが失効する場合があります。
- ハ 現在の電気のご契約において継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない継続利用期間が消滅する場合があります。
- ニ 現在の電気のご契約を解約することにより、現在お客様がご契約されている会社との契約中に使用された電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる場合があります。

2. 契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客様または当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

3. 供給の開始

- (1) 当社は、お客様の需給契約の申込みを承諾したときには、お客様と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、速やかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地事情、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

4. 供給電圧および周波数

供給電圧は、標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

5. 契約電流、契約容量または契約電力の決定方法

契約電流、契約容量または契約電力は、供給約款に定めるところにより、原則として次のいずれかにより決定いたします。

- (1) お客様の申出により定める場合

5アンペア、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアの中から供給約款に

定めるアンペアのうちのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

- (2) 契約主開閉器の定格電流により定める場合

契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款に定める算定方法により算定された値といたします。

- (3) 契約負荷設備により定める場合

契約負荷設備の総容量にもとづき、供給約款に定める算定方法により算定された値といたします。

6. 料金の単価および算定方法

- (1) 従量制供給の場合の月々の料金は、基本料金、電力量料金（燃料費等調整額を含みます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ 基本料金

- (1) 契約電流、契約容量または契約電力によって1月単位に決められた料金です。

なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

- (ロ) 力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。ただし、2025年3月31日までに使用される電気に係る料金に限ります。

ロ 電力量料金

- (1) 1月の使用電力量に電力量料金単価を乗じて算定いたします。

- (ロ) 燃料費等調整制度にもとづき、次式で算定される燃料費等調整単価に1月の使用電力量を乗じた金額を燃料費等調整額として差し引き、または加えて算定いたします。

燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユーバーサルサービス調整単価

※燃料費等調整制度

・火力発電に必要な原油、LNGおよび石炭の燃料価格に応じて調整を行なう「燃料費調整」と、離島供給に係る火力燃料費の変動に応じて調整を行なう「離島ユーバーサルサービス調整」とをあわせて毎月の電気料金に反映させる制度です。為替レートや市場の動きなどを要因とした燃料価格の変動に応じて、電気料金も変動します。

・燃料費調整は、原油、LNG、石炭それぞれの3か月間の貿易統計価格をもとに平均燃料価格を算定し、調整の基準となる燃料価格を上回る場合はプラス調整（上限があります。）を、下回る場合はマイナス調整を行ないます。

・離島ユーバーサルサービス調整は、原油の3か月間の貿易統計価格をもとに離島平均燃料価格を算定し、調整の基準となる離島燃料価格を上回る場合はプラス調整（上限があります。）を、下回る場合はマイナス調整を行ないます。

・燃料費等調整単価の推移や燃料費等調整制度の詳細等は当社のホームページ（www.hepco.co.jp）をご確認ください。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

経済産業大臣が定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に1月の使用電力量を乗じて算定いたします。

- (2) 定額制供給の場合の月々の料金は、1月単位に定める金額（農事用電力（脱穀調整用電力）の場合は、契約電力および1年の契約使用期間の日数に応じて定める金額）および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、燃料費等調整制度にもとづき、燃料費等調整額を差し引き、または加えて算定します。

- (3) 農事用電力の適用を受ける場合は、契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます）以外の期間については、料金を申

し受けません。

- (4) 燃料費調整単価、離島ユーバーサルサービス調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）等でお知らせいたします。
- (5) 各料金プランの適用条件、料金単価等は当社のホームページ（www.hepco.co.jp）に掲載している供給約款その他をご確認ください。

7. 検針日

検針は、お客さまごとに当該一般送配電事業者等があらかじめ定めた日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、やむをえない事情がある場合には、当該一般送配電事業者等は、あらかじめ定めた日以外の日に検針することがあります。

8. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、従量制供給の場合は検針期間、定額制供給の場合は検針期間に準ずる期間（以下総称して「検針期間等」といいます。）とし、料金は、当該期間を「1月」として算定いたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む検針期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む検針期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 需給契約の開始、再開、休止、停止、消滅、変更等があった場合には、料金を日割計算いたします。

9. 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、原則として、当該一般送配電事業者等が取り付ける記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量し、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。
- (3) 当社は、使用電力量等を11（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。
- (4) 計量器の故障等により使用電力量を正しく算定できなかった場合、お客さまが不在等のため検針できなかった場合または当該一般送配電事業者等が各月ごとに検針を行なわなかった場合は、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

10. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となつた日に発生いたします。
- (2) お客さまの料金の支払期日は、(1)の支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日とし、料金は支払期日までに支払っていただきます。

11. 料金等のお知らせおよび請求

- (1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を「ほくでんエモール」の所定のページに請求情報等を掲載しお客さまに閲覧いただく方法その他の電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により行ないます。
- (2) 当社は、次の場合には、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。
- イ お客さまが希望される場合で当社が認めたとき。
- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合

- (3) 料金等のお知らせおよび請求を(2)により行なう場合は、当社は、原則として、(4)に定める発行手数料を申し受けます。

- (4) 発行手数料は、次のとおりといたします。

1 (2)イの場合

1 料金の算定期間および1契約につき110円00銭

ロ (2)ロの場合

1 料金の算定期間および1契約につき220円00銭

12. 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金等相当額についてはそのつど、原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

- (1) お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出させていただきます。
- (2) お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出させていただきます。
- (3) お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によせていただきます。

13. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年10パーセントの延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過して口座から引き落とされたとき、または支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、延滞利息を申し受けません。
- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払った直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

14. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給とともに工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当社が当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算いたします。
- (3) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。

15. 需給開始後の需給契約の廃止または変更による料金および工事費負担金等相当額の精算

- (1) お客さま（従量電灯A、従量電灯Bその他の供給約款で定める契約種別のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとしたとき、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者

等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (2) (1)の場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

16. 供 給 の 停 止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。
- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ 供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ハ 公衆待避灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
- ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
- ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
- ヘ 供給約款に定める需要場所への立入りによる業務の実施に関する事項に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ト お客さまがその他供給約款に反した場合

17. 解 約 等

- (1) 託送約款等に定めるところにより、または当社の求めに応じ、当該一般送配電事業者等によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、需給契約の廃止の通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

18. 違 約 金

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ハ 低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等（蓄電池を含みます。）その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。
- (2) (1)の免れた金額は、供給約款に定める供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

19. 損害賠償の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、または当社の求めに応じ、当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合、供給約款に定める事項によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

20. 設 備 の 賠 償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、修理可能な場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

21. 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- イ 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- その他供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務
- (2) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

22. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等は、(1)

に準じて、適当な処置をいたします。

- (3) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

23. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、供給約款に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準じて申込みをしていただきます。

24. 需給契約の廃止

お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

25. 需給契約の申込みの撤回

需給契約の申込みの撤回を希望される場合は、電話または当社所定の様式により当社へお申込みください。

なお、申込みのタイミングによっては需給開始となる場合があります。需給開始となる場合は、24（需給契約の廃止）にもとづき需給契約を廃止することができますが、需給開始以後、需給契約が消滅するまでの料金は、お客さまに支払っていただきます。

26. その他の

- (1) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。
- (2) ほくでんエネモールをご利用いただける「エネモポイント」の付与および利用に関する諸条件は、ほくでんエネモール利用規約に定めるとところによります。
- なお、ほくでんエネモール利用規約は、ほくでんエネモールホームページ（www.enemall.hepco.co.jp）でご確認ください。
- (3) 別途定めるキャンペーンの適用を受ける場合の適用条件、実施概要等の詳細については、当社のホームページ（www.hepco.co.jp）等に掲載しているキャンペーン実施規約をご確認ください。
- (4) 本書に記載のある事項は、お客さまとの需給契約上特に重要な事項を抜粋したものであり、需給契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。本書に記載のない事項を含め、需給契約の詳細は、供給約款に定めるとところによります。

クーリングオフについて

特定小売供給約款にもとづく需給契約は、特定商取引に関する法律に基づくクーリングオフの適用対象となりません。（特商法第26条第4項第2号並びに特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）第6条の3第1号及び附則第3項）

[お問い合わせ先]

- 電話によるお手続き・お問い合わせ
ほくでん契約センター

（電話番号） 0120-12-6565

受付時間：平日 9:00～17:00

（休業日：土曜日・日曜日・祝日、5月1日、12月29日～1月3日）

- インターネットによるお手続き
(お引っ越し、ご契約変更のお手続きなど)

当社ホームページ

（URL） www.hepco.co.jp

受付時間：24時間（システムメンテナンス時間帯を除く）

北海道電力株式会社

（小売電気事業者登録番号 A0267）

所在地 〒060-8677 札幌市中央区大通東1丁目2番地

電気料金単価表(2024年4月1日実施)

<ご家庭用の料金メニュー(標準電圧100Vまたは200V供給)>
【特定小売供給約款】

契約種別・区分		単位	2024年4月1日実施
			料金単価
	需要家料金	1契約	93円50銭
定額電灯	10Wまで	1灯	128円66銭
	10Wをこえ20Wまで	"	239円75銭
	20Wをこえ40Wまで	"	461円90銭
	40Wをこえ60Wまで	"	684円06銭
	60Wをこえ100Wまで	"	1,128円37銭
	100Wをこえる1灯	50Wまで ごとに	564円20銭
小型機器料金	50VAまで	1機器	417円12銭
	50VAをこえ100VAまで	"	761円65銭
	100VAをこえる1機器	50VAまで ごとに	380円82銭
A	需要家料金	1契約	82円50銭
	10Wまで	1灯	123円16銭
	10Wをこえ20Wまで	"	228円75銭
	20Wをこえ40Wまで	"	439円90銭
	40Wをこえ60Wまで	"	651円06銭
	60Wをこえ100Wまで	"	1,073円37銭
	100Wをこえる1灯	50Wまで ごとに	536円70銭
	小型機器料金	1機器	394円02銭
	50VAをこえ100VAまで	"	722円05銭
	100VAをこえる1機器	50VAまで ごとに	361円02銭
	基本料金	1kVA	378円51銭
	電力量料金	1kWh	33円98銭
B	最低月額料金	1契約	375円47銭

契約種別・区分			単位	2024年4月1日実施
				料金単価
従量電灯	A	最 低 料 金	最初の 9kWhまで	417円19銭
		電 力 量 料 金	上記超過 1kWh	35円35銭
	B	10A	1契約	402円60銭
		15A	"	603円90銭
		20A	"	805円20銭
		30A	"	1,207円80銭
		40A	"	1,610円40銭
		50A	"	2,013円00銭
		60A	"	2,415円60銭
	電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	35円35銭
		120kWhをこえ 280kWhまで	"	41円64銭
		280kWhをこえる分	"	45円36銭
	最 低 月 額 料 金		1契約	417円19銭
	C	基 本 料 金	1kVA	402円60銭
		電 力 量 料 金	最初の120kWhまで	35円35銭
			120kWhをこえ 280kWhまで	41円64銭
			280kWhをこえる分	45円36銭
臨時電灯	A	50VAまで	1契約 1日につき	13円26銭
		50VAをこえ100VAまで	"	26円53銭
		100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに	"	26円53銭
		500VAをこえ1kVAまで	"	265円38銭
		1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに	"	265円38銭
	B	基 本 料 金	10A	440円55銭
		電 力 量 料 金	1kWh	49円86銭
	C	基 本 料 金	1kVA	440円55銭
		電 力 量 料 金	1kWh	49円86銭

契約種別・区分		単位	2024年4月1日実施
			料金単価
低 圧 電 力	基本料金	1kW	1,377円86銭
	電力量料金	1kWh	28円71銭
臨 時 電 力	定額制供給	1kW 1日につき	318円92銭
	従量制供給 基本料金	1kW	低圧電力の該当料金の20%割増し
	電力量料金	1kWh	34円38銭
農事用電力	かんがい排水用 基本料金	1kW	816円86銭
		1kWh	26円06銭
	最初の30日まで 脱穀調整用	0.5kW	4,102円31銭
		1kW	7,040円82銭
		2kW	13,355円97銭
		3kW	19,670円79銭
		3kWをこえ 1kW増すごとに	4,306円22銭
	30日をこえる1日につき 脱穀調整用	0.5kW	64円44銭
		1kW	128円87銭
		2kW	257円76銭
		3kW	386円63銭
		3kWをこえ 1kW増すごとに	128円87銭

■単価表のご利用にあたっての留意事項

- ・料金単価は、消費税等相当額を含み、燃料費等調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を含みません。
- ・支払期日を経過して支払われる場合、その経過日数に応じて年10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息をお支払いいただきます。
- ・低圧電力の契約電力が0.5kWの場合の基本料金は、契約電力1kWの場合の基本料金の半額となります。